

社会福祉法人 大善福社会
多喜の園指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大善福社会が開設する多喜の園指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、介護職員等（以下「従業者」とする。）が、要介護（要支援）状態にある高齢者（以下「利用者」とする。）に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 多喜の園指定短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 浜松市浜名区中瀬3829-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、従業者の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(尚、員数は併設の特別養護老人ホーム多喜の園を含むものとする。)

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。

(2) 医師 1人以上

(3) 看護職員 3人以上

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

(4) 生活相談員 1人以上

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を他の従業者と協力して行う。

(5) 介護職員 21人以上

適切な介護を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 1人以上
- (8) 調理員その他の従業員
食事の栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事の提供を行う。
- (9) 事務職員
必要な事務を行う。
- (利用定員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 25人

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は次の通りとし、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食費
- (2) 滞在費
- (3) 送迎に要する費用。ただし、事業実施範囲外の浜松市内の送迎については、通常の送迎に要する費用及び実費相当の額(片道10キロ以内1,000円、10キロ以上2,000円)を負担するものとする。
- (4) その他指定(介護予防)短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、浜松市中央区（笠井町、笠井上町、笠井新田町、恒武町、豊町に限る）、浜名区（北浜圏域、しんぱら圏域、於呂圏域）、天竜区（二俣地区、光明地区、下阿多古地区、西藤平、東藤平に限る）及び磐田市（豊岡北地区、豊岡南地区に限る）とする。

2 通常の事業の実施区域以外の送迎について行う場合は、対象は通常の事業の実施区域外の浜松市内とし、実施日は平日のみ（土日祝は対応不可）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(衛生管理)

第9条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 医師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、防災計画を作成するとともに、当該防災計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年２回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防災管理上必要な業務

２ 事業所は、第１項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加する等地域との連携を重視する。

（個人情報の保護）

第１３条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

２ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１４条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後１ヶ月以内
- 二 施設内全体研修 随時

２ 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３ 従業員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

４ 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

５ 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じる。

６ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大善福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年６月１５日から施行する。

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年１月１日から施行する。